

# 指定介護老人福祉施設・指定短期入所生活介護事業所 運営規程

## 第1章 施設の目的及び運営の方針

### (事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人至誠学舎東京吉祥寺ナーシングホームの指定介護老人福祉施設並びに指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所の運営について必要な事項を定め、業務の適正かつ円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、また、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」並びに「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」(以下、「指定介護予防サービス基準」とします。)を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、ならびに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

### (運営の方針)

第2条 指定介護老人福祉施設は、施設介護計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の世話を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とするものとする。

2. 指定短期入所生活介護事業所は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減をはかるものとする。

3. 指定介護予防短期入所生活介護事業所は、利用者の自立を支援し、生活の質が向上するよう入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけをすることにより、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うものとする。

## 第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

### (職員)

第3条 吉祥寺ナーシングホームは、介護保険法に基づく「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」並びに「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス基準」に示された所定の職員を配置するものとする。職員の定員は常勤換算とする。ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

職員職種別人員は別表1に定めるものとする。

2. 前項に定めるもののほか必要に応じてその職員を置くことができるものとする。

### (職務)

第4条 職員は、吉祥寺ナーシングホームの設置目的を達成するため必要な職務を行います。

(1) 施設長は施設の業務を統括します。

施設長に事故あるときは、あらかじめ施設長が定めた職員が施設長の代行をします。

(2) 医師は利用者の診察、健康管理及び保健衛生指導に従事します。

(3) 生活相談員は、利用者の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事します。

(4) 介護職員は、利用者の日常生活の介護、援助に従事します。

(5) 看護職員は、利用者の診察の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事します。また、看護に係る責任者を定めます。

(6) 管理栄養士(または栄養士)は、献立作成、栄養ケアマネジメント、経口摂取の維持及びそれ

への移行、療養食の提供、調理員の指導等の食事業務全般並びに栄養指導に従事します。

- (7) 機能訓練指導員は、個別機能訓練計画を作成し、それに基づき日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行います。
- (8) 介護支援専門員は、施設介護サービス計画、相談支援等の業務に従事します。
- (9) 調理員は、給食業務に従事します。
- (10) 事務員は、庶務及び会計業務に従事します。

### 第3章 利用定員

(定員)

第5条 指定介護老人福祉施設の利用定員は、50名とします。

- 2. 指定短期入所生活介護事業所及び指定介護予防短期入所生活介護事業所(以下、「指定短期入所生活介護事業所等」とします。)の利用定員は、併設型3名、空床10名とします。

### 第4章 利用に対するサービスの内容及び利用料その他の費用の額

(施設サービス計画・短期入所生活介護計画・介護予防短期入所生活介護計画の作成及び提供記録の記載)

- 第6条 介護支援専門員は、指定介護老人福祉施設の利用者について、サービスの内容を記載した施設サービス計画の原案を作成し、それを利用者またはその家族に対して説明の上同意を得るものとします。
- 2. 指定短期入所生活介護事業所等の利用者については、相当期間以上継続して入所することが予定される場合に、短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画の原案を作成し、それを利用者またはその家族に対して説明の上同意を得るものとします。
  - 3. 1.2項における利用者のサービス提供に関する記録書類を整備し、記録が完結した日から2年間保管するものとします。

(サービスの提供)

第7条 職員は、サービスの提供にあたっては、利用者又はその家族に対して、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。

(身体拘束)

第8条 吉祥寺ナーシングホームでは原則として身体拘束は行いません。ただし、利用者または他の利用者等の生命身体を保護するために緊急やむを得ない場合は、ご家族に説明し同意を得た上で身体拘束を行います。なお、身体拘束を行う際は、できるだけ利用者の負担とならないよう配慮するとともに、実施の記録を作成します。

(入浴)

第9条 1週間に2回以上、入浴または清拭を行います。ただし、利用者に傷病があったり、伝染性疾患の疑いがあるなど、医師が入浴が適当でないと判断する場合にはこれを行わないことができるものとします。

(排泄)

- 第10条 利用者の心身の状況に応じて、また利用者個人のプライバシーを尊重の上、適正な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとします。
- 2. おむつを使用しなければならない利用者のおむつを適宜取り替えるものとします。

( 離床、着替え、整容等 )

第 1 1 条 離床、着替え、整容等の介護を適宜行うものとします。

( 食事の提供 )

第 1 2 条 食事は、栄養ケアマネジメントのもと利用者個々の栄養状態並びに、身体の状態及び嗜好を考慮したものとし、経口摂取の維持及びそれへの移行をするための栄養管理、療養食の提供等を行うものとします。

2 . 食事の時間は概ね次のとおりとします。

( 1 ) 朝食 午前 7 時 30 分 ~

( 2 ) 昼食 午後 11 時 30 分 ~

( 3 ) 夕食 午後 18 時 00 分 ~

3 . あらかじめ連絡があった場合は、別に定めるところにより、衛生上許容可能な一定時間食事の取り置きをすることができるものとします。

4 . 予め欠食をする旨の連絡があつた場合には、食事を提供しなくてもよいものとします。

( 送迎 )

第 1 3 条 利用者の入所時および退所時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行います。ただし、原則として、送迎を行う地域は次のとおりとします。

武蔵野市内全域

( 相談、援助 )

第 1 4 条 職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め利用者又はその家族に対して、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとします。

( 社会生活上の適宜の供与等 )

第 1 5 条 教養娯楽設備等を整え、レクリエーションを行うものとします。

2 . 利用者が日常生活を営むに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者及び家族において行うことが困難である場合は、その者の申し出、同意に基づき、所定の手続きにより代わって行うことができるものとします。

( 機能訓練 )

第 1 6 条 利用者の心身の状況に応じて、個別機能訓練計画を作成し、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行うことができるものとします。

( 健康保持 )

第 1 7 条 医師及び看護職員は、常に利用者の健康状態に注意し、日常における健康保持のための適切な措置をとり、必要に応じてその記録を保存するものとします。

2 . 施設において感染症又は食中毒の予防及びまん延防止(以下、「感染症予防等」とする)について、以下の措置をとるものとします。

( 1 ) 感染症予防等の対策を検討する委員会を定期的( 1 月に 1 回程度)に開催するとともに、その結果を介護職員その他の職員に周知徹底を図ります。

( 2 ) 感染症予防等の指針を整備します。

( 3 ) 介護職員その他の職員に対し、感染症予防等の研修を定期的に行います。

( 4 ) そのほか、厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。

(看取り)

第18条 医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した場合、利用者又は家族等の同意を得て、看取り介護に関する計画を作成し、当該計画に基づき看取り介護を行います。また、利用者又は家族等に対し、医師、看護職員、介護職員等が共同して、随時(少なくとも週1回以上)説明を行い、同意を得ながら看取り介護を行います。

(利用者の入院期間中の取り扱い)

第19条 指定介護老人福祉施設の利用者が、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、その者及びその家族の希望を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにすることができるものとします。

(緊急時の対応)

第20条 利用者は、身体の状況の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になった時は、昼夜を問わず24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができるものとします。

2. 職員はナースコール等で利用者から緊急の対応要請があった場合時は、速やかに適切な対応を行うものとします。
3. 利用者が、予め近親者等緊急連絡先を届けている場合は、医療機関への連絡と共に、その緊急連絡先へも速やかに連絡を行うものとします。

(利用料)

第21条 指定介護老人福祉施設の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、施設サービスにかかる費用の1割と食費並びに居住費、および日常生活等に要する費用として別表2に定める利用料の合計額とします。

2. 指定短期入所生活介護事業所等の利用料の額は、介護保険法に基づく厚生労働大臣が定める基準によるものとし、居宅介護サービス(居宅支援サービス、介護予防サービス)にかかる費用の1割と送迎に要する費用、食費並びに滞在費、および日常生活等に要する費用として別表3に定める利用料の合計額とします。
3. 利用者が、特例施設介護サービス費、特定入所者介護サービス費、特定入所者支援サービス費、高額介護サービス費、特例居宅介護サービス費、特例居宅支援サービス費、高額居宅支援サービス費を受給する場合や生活保護を受給する場合等、別途法令に定めがある場合等、はそれぞれの法令によるものとします。
4. 利用者は暦月によって、利用料の当月分の合計額を毎月支払うものとします。
5. 利用者は、第4項による利用料を翌月末日までに支払うものとします。ただし、利用終了に伴い月の途中で退所する場合は、残金を退所時に支払うものとします。
6. 支払いは、原則として自動引き落としによるものとし、現金(含、振込)によることも可能とする。支払い方法は利用開始時に施設長と利用者で決定するものとします。
7. 吉祥寺ナーシングホームは介護保険給付体系の変更または、サービス体系に変更があった場合サービス利用料金の変更をすることができるものとします。

## 第5章 ホームの利用にあたっての留意事項

(日課の尊重)

第22条 利用者は、健康と生活の安定のため施設長が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとします。

(外出、及び外泊)

第23条 利用者は、外出(短期間のものは除く)または外泊しようとするときは、その都度、外出

外泊先、吉祥寺ナーシングホームに帰着する予定日時などを施設長に届け出るものとします。

(面会)

第24条 利用者は、外来者と面会しようとするときは、利用者又は外来者がその旨を施設長に届け出るものとします。施設長は特に必要があるときは面会の場所や時間を指定することができるものとします。

(健康留意)

第25条 利用者は、努めて健康に留意するものとします。施設で行う健康診断は特別の理由がないかぎりこれを受診するものとします。

(衛生保持)

第26条 利用者は施設の清潔、整頓、その他の環境衛生の保持を心掛け、また施設に協力するものとします。

(感染予防)

第27条 利用者は感染予防等に努めるものとします。

(施設内の禁止行為)

第28条 利用者が、吉祥寺ナーシングホーム内で次の行為をすることを禁じます。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。
- (3) 指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設もしくは備品に損害を与え、又はこれらを外に持ち出すこと。

## 第6章 非常災害対策

(災害、非常時の対応)

第29条 吉祥寺ナーシングホームは、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火設備、非常放送設備、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとします。

2. 吉祥寺ナーシングホームは、消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて職員及び利用者が参加する消火、通報および避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとします。
3. 利用者は、健康上又は防災等の緊急事態の発生に気づいた時は、ナースコール等最も適切な方法で、吉祥寺ナーシングホーム職員まで事態の発生を知らせるものとします。

## 第7章 その他の運営についての重要事項

(利用資格)

第30条 吉祥寺ナーシングホームの利用資格は、介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設または短期入所生活介護の利用の資格があり、吉祥寺ナーシングホームの利用を希望する者であって、感染症を有せず、入院治療を必要とせず又、他の利用者に危害の加えることのない者で、利用料の負担ができる者、及び、その他法令により入所できる者となります。

(内容及び手続きの説明及び同意、契約)

第31条 吉祥寺ナーシングホームの利用にあたっては、あらかじめ、入所申込者及び身元引受人に対して、本運営規程の概要、職員の勤務の体制その他の重要事項を記した文書を交付して

説明を行い、入所申込み者の同意を得た上で利用契約を締結するものとします。

(施設・設備)

- 第32条 施設・設備の利用時間や生活ルール等は、施設長が利用者と協議の上決定するものとします。
2. 利用者は、定められた場所以外に私物を置いたり、占有してはならないものとします。
  3. 施設・設備等の維持管理は吉祥寺ナーシングホーム職員が行うものとします。

(苦情処理)

- 第33条 利用者又は身元引受人は、提供されたサービス等につき、苦情を申し出ることができます。その場合すみやかに事実関係を調査しその結果並びに改善の必要性の有無及び改善の方法について利用者又は身元引受人に報告します。なお、苦情申し立て窓口は、別に定める「重要事項説明書」に記載されたとおりとします。

(秘密保持等)

- 第34条 職員は業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報等の秘密が漏洩しないように守る(守秘義務)ものとします。
2. 職員でなくなった後においても守秘義務を負うものとします。
  3. 施設は利用者の退所に際し、居宅介護支援事業者等に利用者の同意に基づき、必要な情報を提供することができるものとします。

(損害賠償)

- 第35条 サービスの提供に伴って、吉祥寺ナーシングホームの責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、利用者に対してその損害を賠償します。
2. 利用者が故意又は重大な過失により、施設、職員、他の利用者等に損害を与えた場合、その損害を賠償請求することがあります。

## 第8章 雑則

(委任)

- 第36条 この規程の施行上必要な細目については、施設長が別に定めます。

(改廃の手続)

- 第37条 この規程を改廃する場合は社会福祉法人至誠学舎東京評議員会の同意、理事会の議決を経るものとします。

(1.附則)

- 1~7 略
8. この規程は、平成18年4月1日より施行します。

(2.附則)

1. 略
2. 平成18年4月1日より、別表の一部を変更します。

別表1(第2章第3条による) 別紙の通り

別表2(第4章第21条による) 別紙の通り

別表3(第4章第21条による) 別紙の通り